

商品が正しく量られているか 検査を行います

～年末期の商品量目立入検査～

東京都計量検定所は年末の商品流通が多くなる時期に向けて、スーパーマーケット、一般小売店（駅ビル含む）、食品製造所※などで計量して販売されている商品が、正しく量られて表示されているか、集中的に検査を行います。

1 年末期の商品量目立入検査概要

(1) 実施期間

平成 29 年 11 月 1 日(水曜)から 12 月 6 日(水曜)まで

(2) 実施規模等

ア 立入事業所： スーパーマーケット
一般小売店（駅ビル含む）
食品製造所 など

イ 立入事業所数： 約 160 事業所

(3) 検査内容

主に食肉、魚介、野菜及び惣菜等について、計量法に基づき次の検査を行います。

ア 商品量目検査：「表記された内容量」と「実際の内容量」との差が、計量法で定められた許容誤差を超えて不足していないか。

イ 表記の検査：「内容量」「計量単位」「事業所名・住所」の表記が正しいか。



2 検査結果の発表及び事業所への対応

(1) 検査結果の発表

平成 30 年 1 月中旬頃を予定しています。

(2) 立入事業所への対応

ア 許容誤差を超えて内容量が不足している商品は不適正商品とし、その場で関連する商品すべての再計量を指示すると共に改善指導を行います。

イ 不適正商品が多い事業所は、必要に応じて再度立入検査を実施し、改善されていない場合は計量法に基づき「改善勧告」、「事業者名の公表」及び「改善命令」等を行います。

※食品製造所とは、食品を製造し計量してパックしている事業所のこと。

《問合せ先》 東京都計量検定所 検査課
電話 03-5617-6637・6628（直通）